

# 住民税非課税世帯等に対する 価格高騰緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 申請(提出)期限は令和5年1月31日(火)です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

## 給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から10~20日後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月~12月の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**表1  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

基準日(令和4年9月30日)時点で  
大治町に住民登録のある世帯は、  
確認書が送付されておりますので、  
中身を確認して、  
**返信してください。**

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは①へ

## 申請が必要です

申請時点で大治町に住民登録のある世帯は  
役場窓口で申請してください。  
(町ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を  
記入のうえ郵送申請することも可能です。)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年  
収見込額(令和4年1月~12月の任意の1か月収入×  
12倍)が大治町住民税均等割非課税水準以下であ  
ることを指します。(表1を参照)

詳しくは②へ

## 《注意事項》

**受給は1世帯あたり1回限りで、重複の受給はできません。**

(令和4年度非課税世帯、家計急変世帯のいずれか1回の支給です。)

※前回の臨時特別給付金(1世帯あたり10万円の給付金)の受給の有無は問いません。

# 給付金の支給手続き

## ① 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

◎対象者には、すでに「確認書」を発送しています。

- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、速やかに[返信してください](#)。

### 確認事項

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

※世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合など、課税状況が確認できない場合は、申請が必要となります。対象と思われるのに、届いていない場合は一度お問合せください。

## ② 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※表1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、[申請が必要です](#)。
- 申請書に必要事項を記入して、ご提出ください。(申請時に大治町に住民票があることが必要です。)※詳細については、町ホームページをご覧ください。給付金担当にお問合せください。※収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

表1「住民税非課税相当」給与収入早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額(年間)	非課税相当収入限度額(月額)
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円	77,500円
扶養親族(配偶者含む) 計1名を扶養している場合	1,378,000円	114,833円
扶養親族(配偶者含む) 計2名を扶養している場合	1,683,999円	140,333円
扶養親族(配偶者含む) 計3名を扶養している場合	2,099,999円	174,999円
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	2,043,999円	170,333円

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月～12月の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準であることを指します。  
本町での適用される限度額は上記の表のとおりです。

住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!  
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、津島警察署(☎0567(24)0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## 問合せ先

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

☎0120(526)145

受付時間 午前9時～午後8時

※土日・祝日、12月29日～1月3日を除く

大治町価格高騰緊急支援給付金担当

☎(444)5551 令和4年12月27日まで

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日・祝日休み)

令和4年12月28日以降は役場 民生課 内線142・165